

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」（公開草案）に対する意見提出の件

内部統制報告制度は2008年4月に導入され、制度導入後2年が経過した2010年5月から、金融庁企業会計審議会内部統制部会では、制度の運用の実態を踏まえ、財務報告に係る内部統制の基準および実施基準の簡素化、明確化など制度の運用の見直しについて検討を行ってきた。

12月22日、上記の検討の結果、企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保、内部統制報告制度の効率的な運用手法の確立等を柱とする改訂案が公開草案として公表され、2011年4月以後開始する事業年度において適用されることが公表された。

このため内部統制連絡会では、同草案につき検討し、監査人の責任、内部統制評価およびIT全般統制の効率化、また、内部統制監査報告書の記載区分および開示すべき重要な不備の判断基準（金額的重要性）について意見をとりまとめ、2011年1月25日、企業会計審議会内部統制部会に提出した。

2011年1月25日

企業会計審議会内部統制部会 御中

社団法人 日本貿易会
内部統制連絡会

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について」（公開草案）に対する意見提出の件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

2010年12月22日に貴会より公表されました掲題公開草案に対しまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

内部統制監査報告書の記載区分に関して

（該当箇所）【財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準】Ⅲ. 4.（2）内部統制監査報告書の記載区分②

「内部統制報告書の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項」とは、会社が作成する内部統制報告書上の4. 付記事項や5. 特記事項に記載する事項を想定して

いるものと理解してよいでしょうか。

監査人の責任に関して

(該当箇所)【財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準】Ⅲ. 4. (3) ③監査人の責任

「内部統制監査報告書の記載事項」が、①「内部統制監査の対象」、②「実施した内部統制監査の概要」から、今回の公開草案にて、①「内部統制監査の対象」、②「経営者の責任」、③「監査人の責任」に変更されております。

その中でも③「監査人の責任」に含まれる「ニ」～「ト」が従来に比較して、より具体的且つ強調された表現に変更されているように思われます。つきましては、この「監査人の責任」が強調された意義・追加に至った背景について、どこかに注記(※)頂きたいと考えております。

(※) 例えば、「経営者評価方法に企業毎の創意工夫を認める一方で、一定の内部統制監査水準を維持するために監査人の責任部分をより明確化したもの。特段の事情から経営者評価に依拠できない場合、監査人側で必要に応じて監査手続を調整しつつ効率的な監査を行うことを意味しており、従来より監査水準を引き上げようとするものではない」等々

金額的な重要性の判断に関して

(該当箇所)【財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び評価】 1. (4) ②ロ. a 金額的な重要性の判断

開示すべき重要な不備に該当するかの金額的な重要性の判断基準として、連結税引前利益の概ね5%という記載がありますが、連結貸借対照表科目や注記項目など全ての開示項目にこれを適用することは合理的と思われない場合もありえます。

従って、「連結総資産」や「連結売上高」についても、「連結税引前利益」と同様、(注2)として、数値基準を例示頂き、上記のような場合に対応できるようご配慮願います。

IT全般統制に関して

(該当箇所)【財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 Ⅱ. 財務報告に係る内部統制の評価及び評価】 3. (3) ③業務プロセスに係る内部統制の整備状況の有効性の評価、など

全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITに係る業務処理統制に関して、ある条件下において過年度の評価結果を継続して利用することが可能であることが示されています。

一方、「ITに係る全般統制」については、この内容が明示されていませんが、ある条件下にお

いて過年度の評価結果を継続して利用することが可能と解釈してよいでしょうか。また、可能であれば、その旨を本改訂に記載しては如何でしょうか。

内部統制評価の平準化について

(該当箇所)【財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告】3.(3)④業務プロセスに係る内部統制の運用状況の有効性の評価 ロ. 運用状況の評価の実施方法(注1)

内部統制制度への対応として、毎年度の第2・第3四半期に業務プロセスに係る内部統制の評価を実施し業務負荷や工数がここに集中する一方、第1四半期及び第4四半期は業務量が比較的少なく(第1四半期は前年度評価の取り纏め、第4四半期はロールフォワード手続が主な作業となる)、年間を通じた業務量が均一とならないという課題が生じております。

については、年間の業務負荷を平準化するため、第1四半期から評価業務を開始し、第4四半期へも評価業務を均質に割当てて、年間計画を立て易くして、スケジュール管理を効率化すること、及び業務量を均質化しコスト削減を図ることを検討しています。

上記のような業務の平準化を行うに際して、評価対象拠点・プロセスを期初で設定することや、現状の内部統制評価を期末日で行うことの見直しにより、改善が図れると考えられます。

その際、後者については内部統制整備は継続して実施されていることから、評価を行う際の取引等のサンプルを当年度内に限定するのではなく、例えば、前年度のサンプルを用いた第1四半期での評価を行うことができるよう、ご検討願います。

尚、改正案の当該箇所において、一定の条件下で、業務プロセスの運用状況評価につき前年度の評価結果を継続利用できるとしており、本質的な考え方において、前述のサンプル対象は許容範囲とも考えています。

以 上